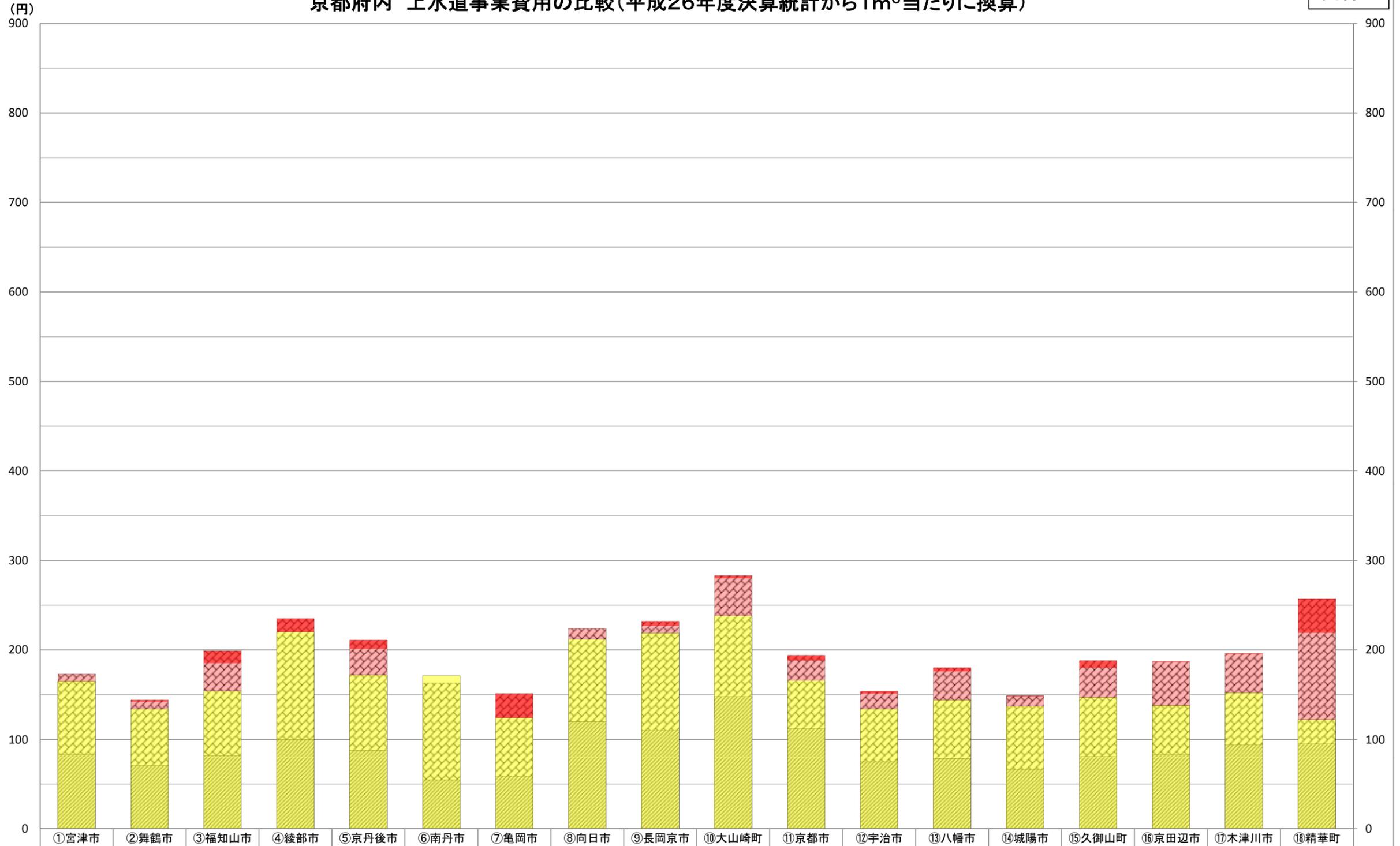


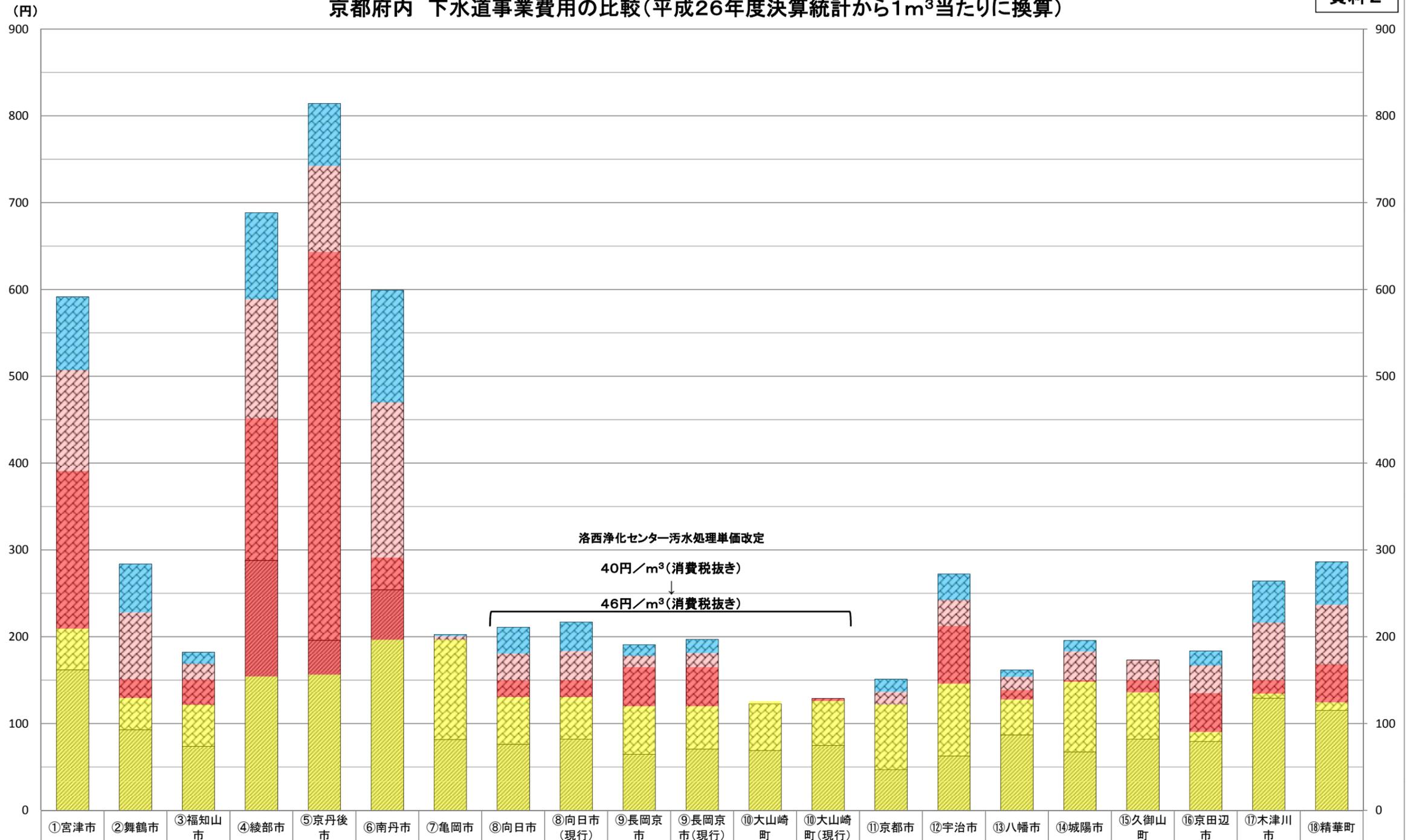
京都府内 上水道事業費用の比較(平成26年度決算統計から1m³あたりに換算)

資料1



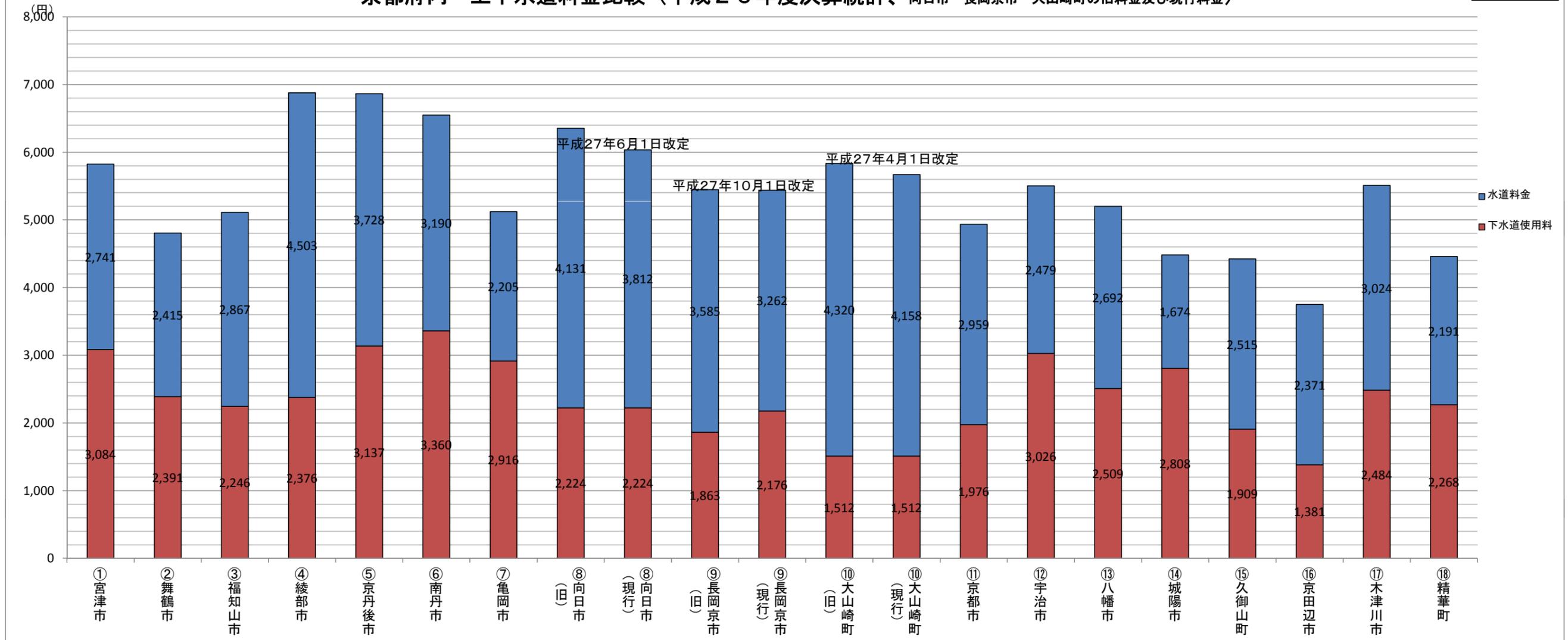
	①宮津市	②舞鶴市	③福知山市	④綾部市	⑤京丹後市	⑥南丹市	⑦亀岡市	⑧向日市	⑨長岡京市	⑩大山崎町	⑪京都市	⑫宇治市	⑬八幡市	⑭城陽市	⑮久御山町	⑯京田辺市	⑰木津川市	⑱精華町
レンガ模様 : 資本的支出	90	73	117	135	123	108	92	104	122	135	82	78	101	82	107	104	102	162
斜線模様 : 収益的支出	83	71	82	100	88	55	59	120	110	148	112	75	79	67	81	83	94	95
赤色 : 一般会計からの繰入	0	2	14	15	10	0	27	0	5	3	6	3	4	1	8	1	1	38
桃色 : 開発行為分担金等	8	8	31	0	29	0	0	12	8	42	22	17	32	11	33	48	43	97
黄色 : 料金収入	165	134	154	220	172	171	124	212	219	238	166	134	144	137	147	138	152	122

京都府内 下水道事業費用の比較(平成26年度決算統計から1m³あたりに換算)



	①宮津市	②舞鶴市	③福知山市	④綾部市	⑤京丹後市	⑥南丹市	⑦亀岡市	⑧向日市	⑧向日市(現行)	⑨長岡京市	⑨長岡京市(現行)	⑩大山崎町	⑩大山崎町(現行)	⑪京都市	⑫宇治市	⑬八幡市	⑭城陽市	⑮久御山町	⑯京田辺市	⑰木津川市	⑱精華町
□レンガ模様 : 資本的支出	430	191	108	400	618	345	121	135	135	126	126	54	54	104	210	75	128	91	104	135	171
□斜線模様 : 収益的支出	162	93	74	288	196	254	82	76	82	65	71	69	75	47	63	87	67	82	79	129	115
■青色 : 地方交付税交付金等	84	56	13	100	72	130	2	31	34	13	16	0	0	15	30	8	13	0	17	48	50
■桃色 : 一般会計からの基準内繰入	116	77	18	137	99	179	4	31	34	13	16	0	0	15	30	15	33	23	32	66	68
■赤色 : 一般会計からの基準外繰入	182	21	29	297	487	94	0	20	20	45	45	0	3	0	66	11	2	14	45	16	44
■黄色 : 使用料収入	209	130	122	154	156	197	197	130	130	120	120	126	126	122	146	128	148	136	90	134	124

京都府内 上下水道料金比較（平成26年度決算統計、向日市・長岡京市・大山崎町の旧料金及び現行料金）



(1 箇月あたり20m³・口径20mm)

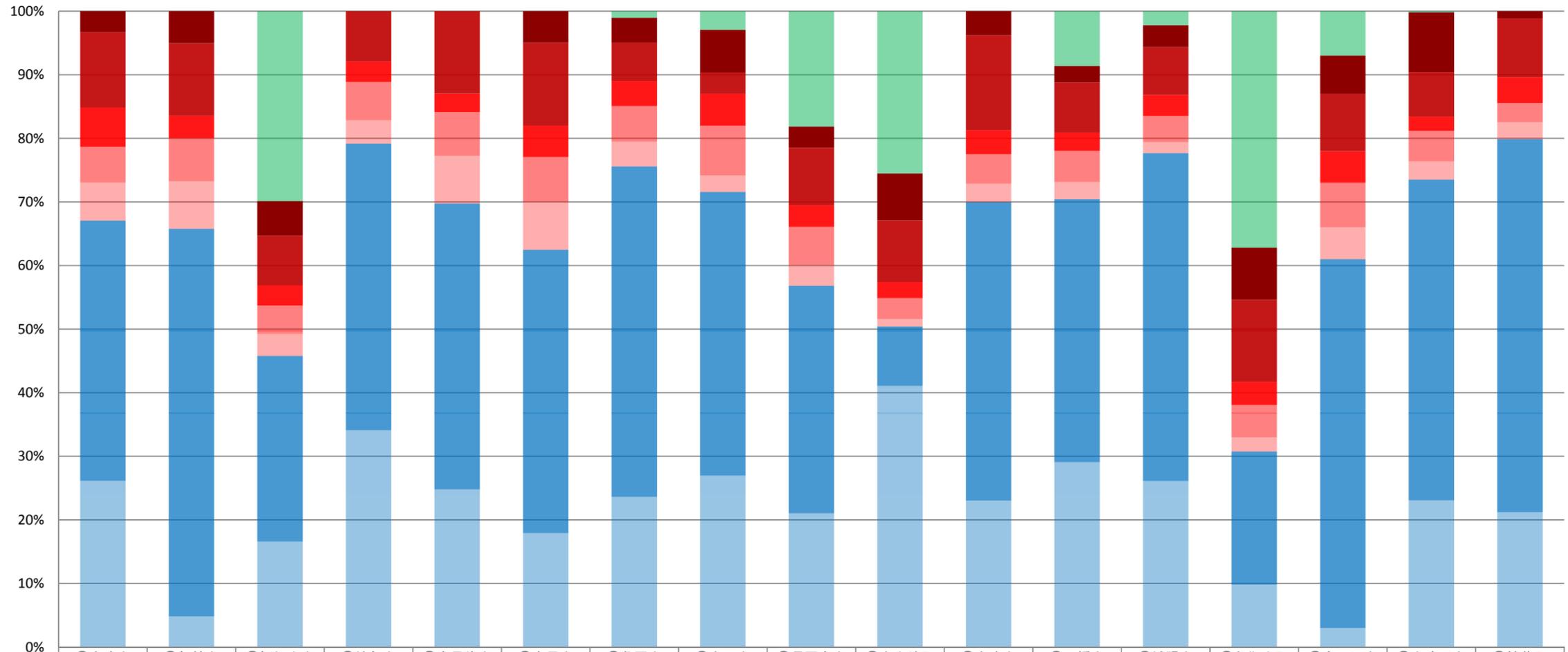
(円)

市町名	①宮津市	②舞鶴市	③福知山市	④綾部市	⑤京丹後市	⑥南丹市	⑦亀岡市	⑧向日市 (旧)	⑧向日市 (現行)	⑨長岡京市 (旧)	⑨長岡京市 (現行)	⑩大山崎町 (旧)	⑩大山崎町 (現行)	⑪京都市	⑫宇治市	⑬八幡市	⑭城陽市	⑮久御山町	⑯京田辺市	⑰木津川市	⑱精華町
水道料金	2,741	2,415	2,867	4,503	3,728	3,190	2,205	4,131	3,812	3,585	3,262	4,320	4,158	2,959	2,479	2,692	1,674	2,515	2,371	3,024	2,191
下水道使用料	3,084	2,391	2,246	2,376	3,137	3,360	2,916	2,224	2,224	1,863	2,176	1,512	1,512	1,976	3,026	2,509	2,808	1,909	1,381	2,484	2,268
合計	5,825	4,806	5,113	6,879	6,865	6,550	5,121	6,355	6,036	5,448	5,438	5,832	5,670	4,935	5,505	5,201	4,482	4,424	3,752	5,508	4,459

(※参考 1 箇月あたり20m³・口径13mm)

水道料金	2,741	2,415	2,867	4,276	3,697	3,180	2,205	3,645	3,348	3,358	3,143	4,320	4,158	2,959	2,436	2,642	1,517	2,453	2,251	2,592	2,068
上下水道料金合計	5,825	4,806	5,113	6,652	6,834	6,540	5,121	5,869	5,572	5,221	5,319	5,832	5,670	4,935	5,462	5,151	4,325	4,362	3,632	5,076	4,336

下水道使用量の規模別比較(平成26年度決算統計から換算、地下水使用者含む)



	①宮津市	②舞鶴市	③福知山市	④綾部市	⑤京丹後市	⑥南丹市	⑦亀岡市	⑧向日市	⑨長岡京市	⑩大山崎町	⑫宇治市	⑬八幡市	⑭城陽市	⑮久御山町	⑯京田辺市	⑰木津川市	⑱精華町
■ 10,001m³/月以上	0	0	3,084,332	0	0	0	80,986	162,227	1,765,500	681,316	0	686,325	174,234	1,576,836	568,748	10,493	0
■ 5,001m³/月～10,000m³/月	43,788	373,832	562,054	0	0	93,518	306,771	372,071	324,270	195,987	560,473	207,163	269,857	346,845	487,498	561,406	41,081
■ 1,001m³/月～5,000m³/月	159,174	847,881	804,583	93,892	94,879	246,637	468,997	185,230	878,494	259,453	2,212,628	627,903	587,811	546,371	731,247	419,690	338,349
■ 501m³/月～1,000m³/月	83,008	262,823	330,784	38,387	21,154	93,337	306,944	277,672	332,770	67,160	558,956	226,841	262,976	155,889	406,248	133,561	147,924
■ 201m³/月～500m³/月	75,147	502,468	460,344	71,084	50,309	133,365	437,753	432,533	582,661	87,962	683,002	390,339	322,104	215,061	568,748	287,743	109,326
■ 101m³/月～200m³/月	80,201	553,897	357,284	43,662	54,896	142,291	304,055	144,178	317,983	32,041	433,133	215,271	135,476	94,100	406,248	170,317	97,506
■ 21m³/月～100m³/月	548,695	4,526,935	3,014,679	534,777	328,612	842,391	4,055,501	2,469,902	3,482,901	248,655	6,945,240	3,294,410	4,047,345	887,461	4,712,480	3,017,566	2,139,171
■ 20m³/月以下	350,171	358,187	1,711,860	404,301	181,298	338,335	1,840,929	1,492,301	2,045,885	1,095,434	3,410,972	2,314,083	2,049,732	415,917	243,749	1,378,784	773,503

単位
m³

水道大口使用者に対する特約（個別需給給水契約）について

【事例紹介①】 団体名：八戸圏域水道企業団（東北地方）

給水条例（抜粋）

（個別需給給水契約）

第34条の4 企業長は、水道の利用者から申請があった場合において企業長が定める個別需給給水契約の基準に適合していると認めるときは、個別に、基準となる使用水量(以下「基準水量」という。)を定めて、給水契約(以下「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。

2 基準水量を超える部分の従量料金は、第34条第3項の規定にかかわらず、1立方メートルにつき266円とする。

3 前2項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、企業長が定める。(料金)

給水管の口径	従量料金				
25ミリメートル以下	5m ³ ～10m ³	10m ³ ～20m ³	20m ³ ～50m ³	50m ³ ～100m ³	100m ³ 以上
	40円	261円	266円	302円	335円
30ミリメートル以上	50m ³ まで		266円	50m ³ ～100m ³	100m ³ 以上
				302円	335円

給水契約規程（抜粋）

（基準）

第2条 条例第34条の4第1項に規定する基準は、次のとおりとする。ただし、企業長が認めたときは、この限りでない。

- 水道を1年間以上継続して使用していること。
- 契約の申込みの日の属する月前1年間(以下「算定期間」という。)において、おおむね6,000立方メートル以上の使用があること。
- メーターが設置された給水装置を共同で使用していないこと。
- 条例第34条の3の用途の特例の適用を受けていないこと。
- 納期限を経過した料金がいないこと。
- 地下水等利用専用水道を設置していないこと又は当該地下水等利用専用水道を廃止した日から1年を経過していること。
- 契約が解除された日から1年を経過していること。

（契約の適用区分）

第3条 契約の適用区分は、定量特約個別契約(以下「A契約」という。)及び変動特約個別契約(以下「B契約」という。)とする。

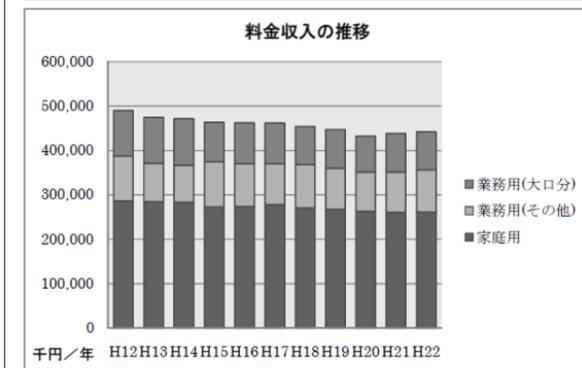
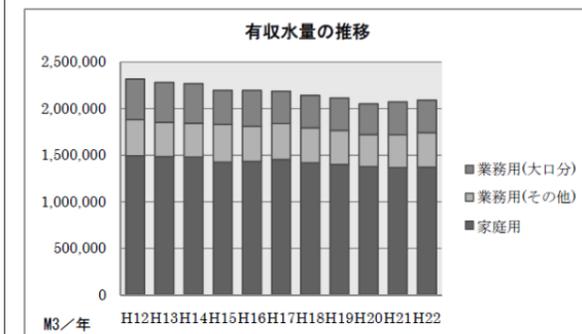
【事例紹介②】 団体名：美幌町（北海道）

大口使用者に対する特約（個別需給給水契約）的な水道料金の設定（案）の概要

このあらたな料金設定案は、大口使用者の申込みにより個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量(以下「契約水量」という。)を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金(以下「特割料金」という。)を設定するものです。

背景

近年、人口の減少が進むとともに、老人世帯や単身世帯が増加するなど水の使用実態も大きく変化してきております。また、企業にあっては、景気低迷の影響から節水機器の導入や地下水を利用した水道の設置など経費削減の対策を進めております。このような状況から、平成12年度以降の10年間で、有収水量(※)及び料金収入はともに約10%減少しております。家庭用は有収水量で8.0%、料金収入で9.8%の減少ですが、業務用の内、大口使用者(※)分については有収水量で17.3%、料金収入で20.5%減少し、大口使用者の使用水量の減少が顕著になっております。この傾向を放置しますと安定した給水サービスのために必要な費用を回収できず、水道料金の値上げ等見直し避けられない状況になりうるものです。



※有収水量とは…家庭・事業所等に配水した水量の内、水道料金収入がある水量をいいます。

※大口使用者とは…月平均で1,000立方メートル以上を使用する需要者をいいます。

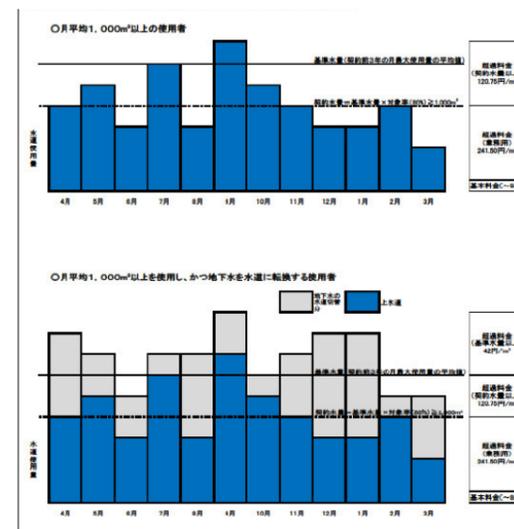
基本的な考え

あらたな料金設定は、厳しい経営下にある大口使用者の「経済活動への支援」に加え、減少傾向にある「料金収入の確保」と「大口使用者の水道離れの防止」を基本的な考えとしております。本制度を活用することで、大口使用者の「負担の軽減」や「水道水の地下水転換の抑制」が図られるとともに、水消費意欲を刺激し、「地下水利用者の水道水への転換促進」による水需要の増加及び料金収入の増収も期待され、水道事業経営の安定化に繋がるものです。

個別需給給水契約とは

特約(個別需給給水契約)とは別に定める水量を超えて使用する使用者(適用対象者)と、最大使用水量(基準水量)を基に当該使用者の申込みにより、使用する基準となる水量(契約水量)を定めて個別に給水契約を結ぶものです。

【大口使用者に対する特約(個別需給給水契約)的な水道料金設定(案)】



契約にあたっては、生活用水に影響を与えたり供給可能な水量を上回ることをないよう上限の水量(調整水量)を設定するものです。

※基準水量とは…契約前3年の年最大月使用水量の平均値をいいます。

※契約水量とは…1,000立方メートル以上かつ基準水量の80%を超える水量をいいます。

現行の水道料金 原価を基に使用者の負担能力や町民生活などへの影響を考慮して家庭用及び業務用の料金を定めております。(税込み)

用途別	メーター口径	基本料金(1か月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
		使用水量	料金	
家庭用		8立方メートルまで	1,260円	204.75円
浴場営業用		100立方メートルまで	10,080円	126.00円
共用		8立方メートルまで	630円	204.75円
臨時用		10立方メートルまで	5,040円	577.50円
業務用	13ミリメートル	8立方メートルまで	1,365円	241.50円
	20ミリメートル	8立方メートルまで	1,785円	
	25ミリメートル	8立方メートルまで	1,995円	
	30ミリメートル	8立方メートルまで	2,730円	
	40ミリメートル	8立方メートルまで	3,885円	
	50ミリメートル	8立方メートルまで	10,080円	
	75ミリメートル	8立方メートルまで	16,485円	
	100ミリメートル	8立方メートルまで	22,785円	
	150ミリメートル	8立方メートルまで	44,415円	

あらたな特割料金の設定について

生活用水に影響を与えないよう、供給可能な水量の範囲内で特割料金を設定します。

○月平均1,000立方メートル以上を使用した適用対象者は
契約水量を超える水量=1立方メートルあたり
120.75円

○地下水を水道水への転換をした適用対象者は
基準水量を超える水量=1立方メートルあたり
42円

【お問い合わせ先】

美幌町建設水道部水道グループ 営業担当(役場本庁舎1階 窓口5番)
住所 千092-8650 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
電話 0152-73-1111 内線271・272・273